

監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年(2014 年)11 月 19 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦  
彦根市監査委員 小 川 喜三郎

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 26 年 10 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 17 日	旭森小学校 東中学校 佐和山幼稚園 佐和山小学校
10 月 23 日	東保育園 城東小学校 平田小学校 平田幼稚園
10 月 29 日	東地区公民館 西地区公民館 彦根幼稚園

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 14 日	高宮出張所 高宮地域文化センター 高宮小学校 高宮幼稚園

10月21日	西保育園 城北小学校 城北幼稚園
10月28日	東山会館・東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園

## 2 監査の方法

各所属とも、平成26年度（平成26年8月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

## 3 監査の結果

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。  
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

小中学校、幼稚園、保育園については、すべての学校、園の監査が終了した段階で一括して結果を示すこととする。